

第 2 回武庫川河川整備地域懇談会 議事録

日時 平成 23 年 12 月 5 日 (月) 13:30 ~ 16:00

場所 西宮市民会館 4 階中会議室 401

1.開会

(事務局) 定刻となりましたので、ただ今より第2回武庫川河川整備地域懇談会を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます西宮土木事務所武庫川対策室長の樋口でございます。掛けて説明させていただきます。

本日は、ただ今の時点で6名の委員にご出席いただいております。三宅委員が3時ごろご到着予定、それと浅見委員がわずかに遅れるという連絡が今入っております。過半数のご出席ですので、第2回懇談会は成立していることをご報告いたします。

なお、第2回懇談会の開催の周知につきましては、1週間前の11月28日記者発表いたしますとともに、阪神南県民局のホームページにも掲載いたしております。また、本日の懇談会は公開とさせていただきます。

それでは、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。まず議事次第と書きました1枚ものの紙、それと懇談会委員名簿、関係行政機関・事務局の出席者名簿、配席図、その後に資料1-1としましてA4判のホッチキスとじ、資料1-2としましてA3判ホッチキスとじです。資料2-1としましてA4判のホッチキスとじ、資料2-2としましてA3判のホッチキスとじ、資料3としましてA4の1枚もの、資料4としましてA3の1枚もの、それから、参考資料がそれぞれA4で1、2、3と三つございます。漏れ落ちはございませんでしょうか。委員の方には一部カラー印刷した資料をお配りしておりますが、傍聴の方にはすべて白黒印刷の資料をお配りしております。スクリーンにはカラー表示した映像を随時映し出しますので、そちらの方も併せてご覧いただければ幸いです。

なお、本日の懇談会資料につきましては、後日、県民局のホームページにも掲載いたします。

それと、傍聴される皆さまにお願いがございます。「傍聴の方へのお願い」という用紙をご覧ください。発言議事録、写真撮影につきましては記載のとおりでございますのでご協力をお願いいたします。写真撮影についてですが、懇談会の活動状況を記録に残すという目的でカメラによる撮影を行っております。これは公表する目的ではなく、内部の記録用でございます。傍聴の方の個人が特定されるような写真の撮り方はしないように気を付けておりますので、ご了承いただくようお願い申し上げます。どうしても承認できないという方がおられましたら申し出ていただきますようによろしくをお願いいたします。

広報では16時終了とお知らせしておりますが、会議の内容によっては若干時間を変更す

ることはございますが、その辺はお含みおき願いたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、阪神南県民局西宮土木事務所長の杠よりごあいさつ申し上げます。

2.開会あいさつ

(事務局) 皆さん、こんにちは。西宮土木事務所長の杠でございます。本日は第2回の武庫川河川整備地域懇談会の開催に当たりまして、大石委員長をはじめ委員の皆さま方には、本当に年末お忙しい中ご出席賜りましてありがとうございます。第1回があったのが8月25日でございます。それから9月に二つの台風もありました。特に和歌山と奈良県を中心に非常に大きな災害があったわけですが、兵庫県におきましても、淡路と北播磨を中心に水害も相当ありまして、今も災害査定などを行っているところでございます。また、私どもは、確か和歌山でしたが、そちらの応援にも行っております。それと、海外に目を向けるとタイの洪水というものがあって、なかなか水が引かない状態を皆さんもご存じだと思いますが、いずれにしても、世界どこでもといいますか、特に今は日本の中でも水害というものは本当にいろいろな場所で起こっている、どこで起こるか分からないなという気持ちに私たちはなるところでございます。

先般10月のときに、東日本大震災を受けまして、兵庫県で津波につきまして、特にこの阪神南地域はどこまでどう行かだろうという一つの想定地図を出させていただいています。それも今後どうなるかというのはこれからのことにはなるとは思いますが、いずれにしても、従来言っていたよりおおむね2倍相当の数字を表していたと思います。

それと、私どもは河川整備計画をやはり地域の方々を知ってもらいたいということで、折り込みのチラシと併せて、9月に地元説明会を、現地を含めまして9回やっております。400人ぐらい出席されております。それから、出前講座とか、そういった形で地域の皆さま方にこのように県としてはやっていますということをアナウンスさせていただいているところでございます。第2回地域懇談会は、当初はもう少し早くと思っていたのですが、本日になったことをおわび申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、今回は前回いただいた皆さま方の質問等にまずお答えをしたい。それに併せまして、もともとこの会の目的であります河川敷の利用のあり方の議論に移っていきたく思っておりますので、皆さまからのご意見をちょうだいしたいと考えて

おります。

開会に当たりましてあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 第1回懇談会の委員会意見への回答

・第1回懇談会の委員意見への回答

(事務局) 次に、次第の3になります議事につきましては、大石委員長に進めていただきたいと思います。それでは、大石委員長、よろしくお願い申し上げます。

(委員長) それでは、始めさせていただきたいと思います。神戸大学の石です。今日はよろしくお願いいたします。座って進めたいと思います。

本日は、2部構成でやっていきたいと思います。先般の委員会のときに、人生の大先輩である委員から、懇談会というのは懇ろに話し合う会だという意味だということをお教えいただきまして、本日は懇ろに、提案し忘れるということがないように、皆さまのご意見を伺えたらと思います。一方で、時間が16時ということで限られておりますので、そのあたりのご協力も併せてお願いしたいと思います。

本日の議事は、前半の(1)第1回懇談会の委員意見への回答として、委員の皆さまからのご意見への回答と、第1回懇談会で説明のあった河川整備計画について基本的な考え方をおさらいして、武庫川事業の地元説明会等での主な住民意見についてご説明させていただきたいと思います。休憩を挟みまして後半では、河川敷利用のあり方等に関する意見交換といたしまして、河川敷利用のあり方を中心に委員の皆さま方それぞれのお立場からご発言いただいて、この懇談会という意味での意見を取りまとめていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではありますが、議題の(1)第1回懇談会の委員意見への回答ということで3項目ありますので、一つ目の「第1回懇談会の委員意見への回答」を説明し、その後で質疑をやっていただきたいと思います。そして、二つ目と三つ目、「河川整備計画の基本的な考え方」と「住民からの主な意見」については、質疑の後で説明をまたしていただきまして、その後質疑の時間を取りたいと思います。

それでは、一つ目の第1回懇談会の委員意見への回答について、事務局からご説明をよ

ろしく願います。

(事務局) 事務局でございます。お手元の資料の資料1-1と資料1-2です。説明は前のスクリーンに資料1-1をお示しして、そこでご説明をさせていただきたいと思しますので、よろしく願います。

まず、委員の皆さまからいただきましたご意見は主に四つございますので、それについてご解答させていただきます。

(以下スライド併用)

[1ページ下半分]

まず一つ目の津波について。河川断面を大きくすれば津波の被害を助長しないかというご意見。二つ目、潮止堰について。淡水確保の観点から、潮止堰は残した方が良いというご意見。三つ目、高水敷樹木について。潮止堰の撤去、河道の掘削により、地下水位低下や塩水遡上を招き、高水敷樹木の生育環境が改変されるのではないかというご意見。四つ目、ホームレスや不法占用について。事業を進めるに当たっては、ホームレスや不法占用の問題も考慮すべきではないか。主にその四つの意見がございました。

[2ページ上半分、下半分]

一つ目の「津波について」です。

これは平成15年度に国の中央防災会議で出されました資料ですが、イメージとしてちょっと見ていただきたいのですが、兵庫県における津波につきましては、先般3月に起こりました東日本大震災の津波と異なりまして、地震自体が和歌山の沖で起こると想定されていますので、その津波が紀淡海峡、和歌山と四国の間を通過して淡路、それから瀬戸内海に入ってくるということでございます。ですので、その間に津波のエネルギーが減衰して、瀬戸内海の広い範囲で拡散するため、外洋、和歌山の南側、あるいは四国の南側よりも兵庫県の津波高は低くなると考えられております。

[3ページ上半分]

2倍津波による浸水想定区域、警戒区域です。これは10月24日に私どもの知事が記者会見した資料ですが、専門家の知見によりますと、これまでは兵庫県ではマグニチュード

8.4(安政南海地震)を想定しておりましたが、今回東日本で起きましたマグニチュード9クラスの地震の規模になった場合には、津波高は平均して2倍程度に上昇すると考えられております。

そこで、東日本大震災で受けたマグニチュード9クラスでどのような津波になるか、どんな影響があるかということは、来年の夏ぐらいにならないと国の中央防災会議からお示しされないということがございます。その間の暫定的な措置としまして、兵庫県では2倍の津波に対する津波浸水想定区域図、津波被害警戒区域図を作成しまして発表させていただいたところでございます。

ここには三つのことが書かれているのですが、一つは、海岸線には防潮水門がございませう。その防潮水門が閉められていた場合、2倍の津波が内地に入ってきて浸水するエリアがこの紫の範囲です。それと次に、防潮水門が閉められなかった、東日本大震災では防潮水門を閉めにいったために多くの方が津波で命を失われたというお話を聞きました。そういうことで、閉められなかった場合にはこの青の範囲まで津波で浸水すると想定します。三つ目は、津波が2倍の高さに来た場合の標高だけを示しているのですが、この赤の太線がその標高ラインでございませう。

〔3ページ下半分〕

この2倍津波と武庫川の堤防高の関係です。武庫川における現行の2倍の津波高と申しますのは、阪神高速湾岸線付近ではおよそO.P.+4.9mです。まず、もともとマグニチュード8クラスで考えられていたものが3.5m、潮位がございませうので、それを引き算しますと、1.4mの津波の高さになります。それがマグニチュード9クラスになりますと2倍の津波ということで4.9mの高さになります。武庫川の堤防高を見ますと、この阪神高速湾岸線のところでは7.7mですので、計算上は堤防を越えないということです。

〔4ページ上半分〕

河川における津波の遡上の考え方ですが、国土交通省におきましては、東日本大震災での津波災害を受けまして、「河川への遡上津波対策に関する緊急提言」をこの8月に取りまとめました。その中では三つのことが書かれているのですが、一つ目は、津波は、河口部の河床が低いほど河川に侵入しやすい。二つ目は、河道内では、河床が高いほど津波の水位は高くなる。逆に言いますと、河床が低いほど津波の水位が低くなるということです。

それと、河川津波対策のために、河床掘削を優先して実施することも必要。このようなことが提言でまとめられております。

〔4 ページ下半分〕

そこで、ご質問をいただきました、河川断面を大きくすれば津波の被害を助長しないかということですが、まず、私どもが持っています今の計画ですが、武庫川の河口から阪神高速湾岸線までの間 1.5km の間は、今回の整備計画では何もいたしません。今回行いますのは、阪神高速湾岸線から上流の間を河床掘削するという計画です。

〔5 ページ〕

津波の水位ですが、阪神高速湾岸線から上流を掘削しますので断面積が大きくなります。河口の方が何も触らないので、河口から入ってくる津波の量は整備前と整備後では変わらない。ですけれども、上流で河床掘削を行うことによりまして断面積が大きくなります。そうしますと、入ってくる量は変わらずに断面積が大きくなるので水位は下がるということで、今回行います河道改修によって武庫川の津波の水位が大きくなることはないと考えております。

〔6 ページ上半分、下半分〕

次に、2 点目ですが、「潮止堰について」で、今の潮止堰の一つ前、旧の潮止堰とここでは呼ばせていただきますが、それが建設された経緯です。現在の潮止堰が建造される以前の旧の潮止堰につきましては、昭和 2 年の「武庫川改修工事概要」、あるいは「西宮市史」によりますと、河道の固定や洗掘の防止を主目的に「床固め」としまして、大正 12 年にこのような形で建設されました。

〔7 ページ上半分〕

現在の潮止堰が建設された経緯ですが、その旧潮止堰(大正 12 年完成)が建設された後、昭和 30 年ごろから地下水の取水が盛んになり、地盤沈下が深刻化します。それに伴って、地下水への塩水の混入がありまして、床止めとして持っていたものが「潮止め」という機能がクローズアップされていきます。それを昭和 62 年からの河川改修に合わせまして、平成 4 年に今の潮止堰として改築したところでございます。

〔7 ページ下半分〕

今回の整備計画において、どの辺で井戸を使っておられるという地下水調査しているのですが、その調査の結果、年々利用が減少しているということから、潮止めの役割が低下しているのではないかと。それと、潮止堰を撤去することによりまして、生物の環境の改善も見込めるのではないかとということをお考えまして、この整備計画では、潮止堰は、周辺の地下水の利用状況を勘案し適切に対応することを前提に撤去することにしております。

〔8 ページ上半分、下半分〕

次の三つ目の項目ですが、「高水敷樹木について」でございます。

まず、武庫川におけます高水敷樹木の取り扱いですが、平成 10 年に旧建設省さんが出されている「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」というものがございまして。この中で、樹木が治水上等の支障となると認められる場合は、樹木の有する治水機能及び環境機能に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐採することを基本としております。

樹木が治水上支障となる理由と申しますのは、洪水時に水位上昇をもたらす、あるいは堤防沿いに高速流が発生する、堤防・護岸等の河川管理施設に樹木の根が悪影響を及ぼす、こういうものが考えられます。

そのことから、武庫川においては、治水上等の支障となる河川区域内樹木については、伐採することを基本とする。一方、河川区域内樹木の一部は古くから生育しており、武庫川の景観を特徴づけ、地域の住民にも親しまれていることから、治水上等の支障とならない範囲で樹木の保全については配慮していくこととしております。

〔9 ページ上半分〕

武庫川の高水敷の樹木をちょっと見てみますと、この図は、阪神電鉄付近の潮止堰から下流と上流を縦断的に見たものでございまして、この潮止堰の上流を見ますと、今、堰がございまして、水位が大体 O.P. + 2.3m ぐらいのところなんです。このオレンジ色の点々は高水敷の樹木の位置を示しているのですが、その樹木が植わっている位置と今現在の潮止堰の上流との水位の差を見ますと 2~3m。このたびの計画で潮止堰を撤去した場合には、潮位がそのまま上に上がってきますので、その高さが平均的なものが 1.1m ぐらいと考えてお

りまして、樹木の高さと同様の高さの差は3～4mに改修後はなると考えております。

〔9 ページ下半分〕

これは横断的に見たものですが、樹木が高水敷にありまして、今現在は潮止堰の上流は2～3m ぐらいの差のものが、潮止堰を撤去しますと3～4m ぐらいまでになるということです。

〔10 ページ上半分〕

一方、さらに上流の仁川合流付近を見ますと、今、高水敷に樹木が植わっているところから、今現在の仁川合流付近の水位の差を見ますと3～5m ということで、先ほど潮止堰が撤去した後との水位差としては同じような高さのものでございます。

〔10 ページ下半分〕

これを次のシートでは横断的に見っていますが、樹木の植わっているところから水位の差が3～5m ということで、その下に書いておりますように、改修によりまして水位差が拡大した場合にも、樹木の生育環境は満足しているのではないかと考えております。

〔11 ページ上半分〕

ちょっとほかの河川に目を向けました。これは尼崎市内の蓬川（よもかわ）ですが、蓬川を見ますと、今、樹木が河川敷に植わっております。ここは感潮区間と申しまして潮水が上がってくるところで、その潮水が上がってくるところで樹木の位置と水位の差を見ますと、1～1.2m ぐらいということでした。

〔11 ページ下半分〕

もう一つ違う河川を見ました。西宮の夙川の河口ですが、ここではもう少し高いのですが、樹木の位置と夙川の水位の差が3m 弱ほどありました。潮水が上がってくる感潮区間のところで見ますと、塩分の遡上の範囲が拡大した場合でも、川の中の水が直接樹木に影響するということではなくて、例えば降雨とか、そういう高水敷の水が関係するのではないかとということで、この潮水の遡上範囲が拡大した場合でも、樹木の生育環境は満足しているのではないかと考えております。

〔12 ページ上半分、下半分〕

次に4点目です。「ホームレスや不法占用について」でございます。

西宮市さんと尼崎市さんにそれぞれお伺いさせていただきました。尼崎市さんにおきましては、現在、福祉事務所等と連携されまして、不用物件等の対応を進められております。現状としましては、平成15年度の100名ほどから平成22年度は45名に減少しているとお伺いしております。

西宮市さんは、ホームレス自立支援対策連絡会を設置されまして、自立支援の取り組みを進められているということです。それで平成15年度には130名のものが現在は48名ほどとお伺いしております。

私ども県としましては、その両市さんの取り組みをホームレスの方一人一人に丁寧にお伝えしていきたいと考えております。

資料1-1につきましては以上です。

(委員長) どうもありがとうございました。それではただ今の説明につきまして、委員の皆さまからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。挙手にてお願いします。よろしいでしょうか。どうぞ。

(委員) 不法占拠について、ホームレスが減っているのは、私もずっと歩いていますからよく分かるのですが、しかし、全部減ったわけではない以上、課題は認識をされていると思うのですが、まだ何人かおられますので。あと、不法占用というのは、西宮も尼崎もそうですが、尼崎の方が多いのかもしれません、割かしありますよね。例えば物置小屋とか、ポート小屋とか、自動車とか、そういうものはたくさん残っていますよね。実際はそういうものが大雨が降ったときに相当障害を起こす可能性は僕はあると思います。それは阪神や武庫川橋だけでなく、上の方にもたくさんあります。スポーツの機材が置いてあるというか、道具が置いてある。そのことについては触れていなかったもので、どう考えておられるか説明していただければありがたいと思います。

(委員長) 事務局お願いします。

(事務局) 今おっしゃいましたポートのお話、あるいは上流域でのグラウンドにいろいろなものを置いているというお話につきましては、河川管理の一環としまして関係者とお話ししながら進めていきたいと思えます。一部公園として市さんが占用されているところにつきましても、市とも連携しながら進めていきたい、対応していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(委員長) そのほかご意見、ご質問等ございますか。はい、どうぞ。

(委員) 先般の私の発言がかなり今日いい返答をいただいている、そういうものは評価します。だけれども、今のいろいろな行政側のあれは全部私はなっとらんと思っております。それをいちいちやっていたのではこの会議が持たないくらい僕の独演場になりますから、このことはもしこの根拠で工事が始まったら、仮処分申請の裁判でいちいち常識的にも法律的にも学問的にも反論して、今日は傍聴の人には不親切ですが、本当はそういう反対の理由を傍聴の人にもお聞かせしなければいけないのだけれども、そうなるもまた僕の独演場になってしまって、ほかの委員の人にも迷惑が掛かる。

だから、そのことだけを申し上げて、例えば汽水域の問題にしたって、今、武庫川流域は汽水域の塩水の問題なんてないのです。そんなものは大まじめに返答してくれることは要らないのです。僕も(武庫川から)1町ほどの所で戦前から住んでいたのですから。30年武庫川の自然を守る会の会長をやっていますが、ほとんど武庫川のことを知らない人がお上にも来て、また、委員になっている。それを言いますと、非常に人格的に攻撃されそうになりますので、それは言わないけれども、ただ、そのことだけは。

それから、植物の問題でもこの論理は新河川法違反ですね。前の河川法では1m、あるいは2m以上の木を植えてはいけないというから灌木だけなのです。新河川法になってから大いに桜並木まで造ろうということになって、われわれは旧河川法のときにもう既に夜に紛れて、今の河川法は間違っている、武庫川は先祖代々樹木がこの堤防を守ってきたのだという論理で。事実そういうことで、汽水域の阪神から海岸までの左岸、尼崎側に桜と松は当然汽水域なのにきれいに大きな森になっている。それは何を物語っているのか、これも学問的に根拠があります。どうして汽水域にあの木が茂っているのか、行ってご覧になったら分かります。とにかく新河川法で植えるべしと思って植えたのです。しかも、うちの会員さんが余った木を植えたやつが全部大きくなって、直径20~30cmの桜や松になって

いる。

そういうことで、いちいちやっていると長くなるから、だから、あらためて、今日は資料を全部頂いていますから、そういうときに反論させていただきます。

(委員長) どうもありがとうございます。ご協力いただきましてどうもありがとうございます。そのほかご意見、ご質問等を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

そういたしましたら、前半の「第1回懇談会の委員意見への回答」ということにつきましては、皆さまのご意見を承って事務局に申し上げますということで、次の議題に進みたいと思います。よろしいですか。はい、ではどうもありがとうございました。

すみません、ちょっと忘れていたことがあって、事務的なことなのですが、運営要領第5条第2項というものがあって、それに基づいて今回の議事録の署名人を指名させていただきたいと思います。前回に続きまして、浅見委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

・河川整備計画の基本的な考え方、住民からの主な意見

(委員長) 議事に戻ります。続きまして、「河川整備計画の基本的な考え方」「住民からの主な意見」ということで、事務局から説明をよろしくをお願いします。

(事務局) 事務局でございます。河川整備計画の基本的な考え方ということで、資料2-1と資料2-2でご説明させていただきます。

(以下スライド併用)

[1ページ下半分]

前にはまず資料2-1です。これにつきましては、第1回目の懇談会でビデオ、あるいはパンフレットでご説明したことで、すべてはお話ししませんが、ここでは将来計画として基本方針があることと、今回の整備計画により、現在の整備水準 $2720\text{m}^3/\text{s}$ から20年間で $3510\text{m}^3/\text{s}$ にアップさせていこうというものでございます。

〔2 ページ上半分〕

その 3510m³/s の内訳としまして、河川対策で行うもの、流域対策で行うもの、それプラス減災対策を行うというそのような総合的な治水対策を進めていくことをうたっております。

〔2 ページ下半分〕

下流の臨港線(南武橋)から JR の東海道線までの間が治水能力が低いということで、そこを早急に改修しなければいけないということでございます。

〔3 ページ上半分〕

河道の掘削の考え方ですが、引堤、あるいは堤防の嵩上げが非常に難しいので、今回の計画では実施しないということを書いてあります。

〔3 ページ下半分〕

河道の掘削の考え方ですが、まずは河床を切り下げる河床掘削、その次に低水路の拡幅、それでも足りない場合は高水敷の切り下げ、そういう順序で考えております。

〔4 ページ上半分〕

河床掘削の設定ですが、橋梁の基礎が飛び出さない深さまで掘削するという事等を書いております。

〔4 ページ下半分〕

低水路を拡幅するのですが、一定の幅は高水敷幅を残しまして、堤防に悪影響、壊れないように低水路を掘削する、きちっと堤防の幅は残していくということを書いてあります。

〔5 ページ上半分〕

樹木の取り扱いにつきましては、先ほどご説明しましたので割愛させていただきます。

次にお手元の資料の 2 - 2 ですが、今回新たにお持ちさせていただきましたのが、平面図や横断図でどんな形で低水路の拡幅をする、あるいは高水敷を切り下げるということを現

場でカラーコーンを置いてお示しなどをさせていただいたのですが、少しイメージを持っていただくために、イメージ写真を作りました。

〔3 ページ〕

見開きで大変恐縮なのですが、これは武庫川の南武橋の上流の現況写真です。西宮市側から尼崎側を見ていまして、川が左から右へ流れております。黄色のラインまで低水路を拡幅する、それと黄色と赤のラインで挟まれた範囲は河川敷を切り下げるといふものです。そうした場合にこのような形をイメージしております。

〔4 ページ〕

次に少し上流から見たものですが、これも同じく西宮側の南武橋の上流から下流に向かっていまして、黄色のラインまで川幅を広げまして、黄色と赤のラインで挟まれた範囲は高水敷を切り下げるといふものです。これを整備後にしますと、川の幅が広がって段が付いているというイメージでございます。

〔5 ページ〕

これはもう少し上流の阪神電鉄の下流から国道 43 号の方を見た西宮側の写真です。同じく黄色のラインまで左から右へ低水路を拡幅しまして、黄色と赤のラインで挟まれた範囲は高水敷を切り下げます。

そうしますと、このように潮止堰もなくなった絵になっていまして、今の案ではこういうふうには河川敷が 2 段になります。ただ、右側の樹木につきましては、先ほど申しましたように、保全できるものは保全していこうという考えでございます。

〔6 ページ〕

これは尼崎側ですが、同じく阪神電鉄の下流で、上流から下流に向かって見ているもので、奥に見えている橋梁が国道 43 号、あるいは阪神高速の神戸線でございます。同じく黄色のラインまで右から左へ低水路を拡幅、そして、黄色と赤のラインで挟まれた範囲は河川敷を切り下げます。そうしますと、このように河川敷が 2 段の形になります。

ここで低い段と高い段の間に茶色い構造物が見えていまして、これはどんな材質にしようかというのはまだ何も決まっていないので、この辺もご議論いただければと思います。

あるいは川の中の低水護岸もコンクリートが見えていますが、これも今はイメージで書いていますが、この辺をご議論などいただければと思います。

〔7ページ〕

同じく尼崎側、これは少し上流になりますが、旧国道の上流から下流に向かった写真でございまして、尼崎側はこのあたりが一番切り取られるところです。同じく黄色のラインまで右から左へ低水路拡幅、黄色と赤のラインで挟まれた範囲は河川敷を切り下げます。そうしますと、見た目は分かりにくいかもしれませんが、右側の河川敷が1段下がっているということです。見ていただきますと、縦断方向に上流から下流に向かってランニングとか、ジョギングとか、そういうものにつきましては引き続き利用可能ですが、2段になることによって、現在の広い面での利用が変わるということです。

〔8ページ〕

これは同じものですが、視線を下にしております。同じく黄色と赤のラインで挟まれた範囲の河川敷は切り下げるということです。そうしますと、このような形になります。鋭角に曲がっていますが、実施においてはもう少しなめらかな形で据え付けるということになるかとは思いますが。

以上が基本的な考え方と、整備した場合のイメージにつきましてご説明させていただきました。

（事務局） 質疑につきましては、資料3の説明が終わりましたから、資料2と3を併せて質疑をお願いしたいと思っております。

それでは、引き続き「住民からの主な意見」といたしまして、資料3の説明をさせていただきます。紹介します住民からの主な意見としましては、12月2日までに47回、事業説明や出前講座で約1800人の方に出席していただいております。その中で出た意見、そして、出前講座や河川敷などでアンケートを置いているのですが、そのアンケートの回収が700通ぐらいございまして、そこで書かれておりました意見が大体250件ぐらいあるのですが、その中から主な意見といたしまして資料3に20件ほどリストアップさせていただきます。時間の都合もございまして全部紹介できませんが、代表的な意見だけご紹介をさせていただきますと考えております。

2 番の堤防の嵩上げや河川幅の拡張はできないのかというご意見がございました。これにつきましては、堤防を嵩上げて河川断面を拡大したとしても、現在の水位よりも高くなるということから、災害のリスクを増大させて危険になるということ。それから、河川幅の拡張につきましては、堤内地の用地買収や物件移転にかなりの時間と費用が掛かり、整備効果が早期に発現できないということから、河道掘削でわたしどもは考えてきました。現段階では嵩上げや川幅の拡張はしないということで考えております。

4 番目ですが、下流部は堆積傾向であり河床掘削しても土砂がまた堆積するのではないのか。どのような維持管理を行っていくのかというご意見もございました。これにつきましては、河道状況を観察などさせていただいて、横断測量を実施した上で、治水上悪影響を及ぼすと判断した場合に堆積土砂を撤去してまいりたいと考えております。

5 番目の意見ですが、感潮区間では海水位によって流水断面が決まるので、河床掘削は意味がないのではないのか、海底を掘削するようなものではないのかということでご意見をいただいております。これにつきましては、感潮区間では潮位より河川の洪水水位が高くなっているということで、河川の流水で押し水として流すことができるのではないかと考えておまして、河床掘削によって流れる断面が大きくなりましたら、洪水時には一定の効果があるのではないかと考えております。

10 番目のご意見ですが、潮止堰撤去に伴いまして、大阪湾の汚れた海水が遡上するのでということで、河川の水質の維持の観点から、潮止堰は撤去すべきではないというご意見がございました。これにつきましては、感潮区間の住民の方々から、河川の水質に関する苦情は県には上がってきておりませんで、受忍の範囲と考えております。潮止堰を撤去すれば汽水域が拡大して魚などの移動の連続性が向上し、将来的に汽水回遊種の生息環境が改善される、環境面ではこのような形でいいことになるのかなと考えております。

12 番目は、津波の破壊力は大きく、堤防が削られる。河川敷の掘削は堤防を弱くすることになり、矛盾するのではないのかというご意見をちょうだいしております。これにつきましては、洪水による侵食や洗掘に対して、堤防の安全性を確保するというので、必要な高水敷幅は残して低水路の拡幅ということで実施してまいりたいと考えております。

津波の破壊力につきましては、国の中央防災会議の結論を受けて必要な対策を講じていきたいと考えております。津波の流体力に対する侵食対策につきましては、護岸による防護が基本と考えておまして、河川敷の掘削が堤防を弱くすることはないと考えております。

13 番目ですが、堤防天端まで洪水が来ても堤防が耐えられるような補強対策を行うべきではないかというご意見がございました。これにつきましては、橋脚の影響により流水の乱れが発生しやすい橋梁上下流、湾曲により水位が上昇しやすい水衝部など、治水上特に注意が必要な箇所を対象に計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策や侵食対策および巻堤などによって、越水対策についても検討していきたいと考えております。

計画高水位以上の堤防強化ですが、計画高水位以下の洪水に対して浸透、侵食対策が完了した後に可能なものから実施してまいりたいと考えております。

今回示した 20 の意見は一部なので、次回の懇談会で今回の委員の方々のご意見、それとアンケート等々の結果を再整理いたしまして、第 3 回目にご意見と県の考え方をお示ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(委員長) どうもありがとうございました。それでは、今、二つ事務局から説明がありました。二つ目、三つ目と、通して言わせていただきますと、二つ目になっています「河川整備計画の基本的な考え方」ということで、事務局からパースを使って工事したときのイメージが示されました。それから、「住民からの主な意見」ということで、資料 3 の 20 ある意見のうち主なものについて事務局から説明がなされましたが、今の事務局の説明について、委員の皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。よろしく願います。よろしいですか。ではまず。

(委員) まず、河川敷の低い所と高い所があるではないですか。その幅というのは、高い所の幅は中から面積を求めていっているからだいぶ差があると思うのです。川幅が広いのだったら広くなるし、狭いところは狭くなる。底面の低いところは基本的には一緒の幅なのですか。

(事務局) 今、前に、上のこれは横断面図(資料 2-2 1 ページ)と呼んでいるのですが、西宮市側を見ますと、下の方、この紫で塗っているところが 1 段下がるところ、何も塗っていないところが今と同じ状態が整備計画で実施した後も残る、すなわち、ここに樹木があったらそのまま残るというところですが、先ほどちょっと走ってしまったのですが、基本

的な考え方でお示ししています、この何も触らないところが20mなり30m残るということです。ですので、この1段下がるところにつきましては、少し見にくいですが、この平面図で紫で書いているところですが、それは場所、場所で幅が異なってきます。今おっしゃられたこの幅がみんな一緒ではないかというご質問だと思うのですが、それは場所、場所で幅が異なります。

(委員) そうだと思うのです。それで、それはなぜそうなるのか。例えばこれが利用の方についても、あまり幅が変動すると利用しにくい問題もあるし、もう一つは市民から見ても、地域の人から見ても意味が分からないのではないか。例えば単純に言うと、高い面を幅を広く取ったらいいのではないかと、できるだけ底面を少なくした方がいいのではないかと、その方が利用価値があるのではないかと、今までの利用のやり方でいくとそういう感じを持つと思うのです。違うところがあるということに対してはどう説明されるのですか。どういう理屈でそうなるのですか。

(事務局) 先ほどの説明の仕方が誤解を招くような紹介の仕方でした。低水路拡幅のラインが堤防から30mということでこれは一定になっております。

(委員) 30mの一定になっているのですか。

(事務局) はい。さらにそれでも流す水の能力が足りないところは、堤防から20mを現状のまま残して、10m幅を切り下げるとというのが基本的な考え方です。幅が違うように見えますのは、そういう必要性がある所からない所へ至るすり付け区間と申しますか、高水敷を切り下げる必要がある区間の終了した点から切り下げる必要のないところへは斜めにと申しますか、すり付けていかなければならないので、変化しているところもございます。ですから、それは区間の始まりと終わりだけが変化するということです。

(事務局) 申し訳ないです。もう一度言いますと、前でもお見せします。この堤防の一番低いところ、下がったところから広げた低水護岸と呼んでいますが、ここまで間が30mとして固定でございますと。

(委員) どこからどこまでですか。

(事務局) この、ああそうですね、今。

(委員) 矢印が入ったところ？

(事務局) ええ、矢印のところからこの赤い先のところまで。

(委員) 30m は最低ある？

(事務局) 30m は残しています。残したラインがこの緑の堤防側のラインになります。

(委員) 残したラインではないでしょう。反対でしょう。掘るラインではないですか。

(事務局) 逆に言うと掘ります、すなわち残るところです。この紫は、それでも断面が足りないところは高水敷を切り下げしますので、それは20m以上残しますので、ここの幅につきましては、だんだんこの辺になると紫の幅は狭くなってきていると思いますが、これがすり付くので、広い所からすり付くということでございます。

(委員) ちょっと分かりにくいですね。単純に言うてこうだと思ふのですよ。これから利用の問題は論議があるのですが、それとの利用の価値から考えると、一つはやはり平面でなければいけないのではないかと、ある程度幅が必要ではないのかと、例えば歩くにしても、走るにしても、何かするにしても、と思ふのです。そのことの理屈だけではないのですよ。元の堤防の理屈から、どう整備されているのかは住民としてちょっと分かりにくいのではないかと。それは一貫した整備の仕方をしてもらわないと理解しにくいのではないかと。何にまず重点を置かれたということが分かりにくい。先ほど言われた30mは確保したいというのは分かったけれども、そこから先がなぜそうなるのかというのがよく分からない。言っていることは分かりますか。

(事務局) すみません。少し走ってしまったところで、資料2-1の右下にページが振っ

である3ページの下の5番、河道掘削の考え方 でございます。前にもお示しします。川の中の水が流れる断面積を広げるのですが、その考え方としまして、まずは掘れるところまで河床掘削をしましょうと。ただし、先ほど橋梁の基礎が出てくるまでを限界としますということをお話ししましたので、これはどこまでも掘ってもいいというわけではなくて限界がございます。まずは川底を掘り下げることが第1にしました。それでもやはり断面積が足りない場合は、2番目としまして低水路の拡幅をします。これが30mの幅を残すということです。それでも足りない場合は河川敷を切り下げる。ただし、河川敷もすべて堤防の際まで切り下げるのではなくて、ここは20mの幅を残して切り下げます。そういうことを考えています。ですので、この紫のところは、 の河床掘削と の低水路の拡幅だけで済むところは の切り下げというのはいないです。そういうことでございます。

(委員長) お分かりいただけましたか。

(委員) 意味は分かりました。委員長、ちょっとよろしいか。

(委員長) はい。

(委員) ここにも一部言われているのですが、私も思うのですが、例えば相当川幅が狭い所があるではないですか。阪神武庫川駅から北側、西宮側も狭いし、尼崎側も川自体が狭いですよね。僕は今回の話を聞いていると、将来に向けて考えていくとやはり大きな禍根が残るのではないかと思う。僕は基本的には堤防をもっと高くするというのもなかなか難しいだろうと思う。例えば渡っている阪神電車から全部やり直さなくていけないということになると相当経費も掛かるし、あまり差がありすぎると堤防が切れたときにものすごく被害が大きくなるから、やはりどこか限度があるだろうと思うのです。今のところはそういう形で設定されているので、今の堤防ぐらいの高さで保てばいいのかなと思うのですが、そう見ていくと、どうしても武庫川の堤防をもう少し広げてもらわなくてはいけないのではないかと。住民の意見にも一部あるのですが、それは今すぐ広げるとするのはちょっと難しい話なのかもしれませんが、現実、時間がたてばたつほどもっと難しくなると思うのです。世の中がもっと人口が減っていったらもっと簡単になるのかも分かりませんが、ただ、将来を考えていくと、アスファルトがどんどん敷かれていったら水はもっと増えて

くる可能性が僕は高いと思うのです。

そう見ていくと、10年はちょっと難しいかもしれませんが、20年以内の中には、大変狭い所についてはやはり堤防を広げてもらうという政策をしてもらわないと、堤防というのは一番弱い所から切れるのだし、オーバーフローするわけですから、その辺は十分配慮してほしいなと私自身は一つ単純に思っているということで、そのことは本当に重要なことだということで、近いうちにそのことに対しては検討してほしいなと。できたらこの中に入れてほしい、今後の流れに、今、いろいろと出ていますが、その中の一つの項目として入れてほしい、20年以内の中に一遍検討してもらえないか。これは委員長さんも含めて、答申するときにそういうことを入れてもらうのか、当局が今入れられるのか、書いてほしいなと思っています。この辺についてはよろしゅうございますね。

もう一つついでに念のために聞きたいのですが、今、尼崎側には流域下水が2本通っていますよね。今、言われたことの方で全部行ったら、流域下水は触らなくてもまずいいのかなどうか。流域下水は移動させなくてもいいのかなどうか、その辺はどうなのですか。

(事務局) 今回の20年間の計画の中では流域下水を移動させないような掘削の仕方をするということを考えております。

(委員) もう一つ、底面があるではないですか、水の出やすい所、そこには入るといったことはないのですか。

(事務局) そこもありません。それをしても影響のない形で掘削する、流域下水に影響のない形で掘削するということを考えております。

(委員) それは分かっている。その底面のところに下水道は入っているのかということをお伺いしたいのです。入っているところがあるのかなどうかということを確認しておきたいのです。

(事務局) それはございます。例えばお渡ししています資料2-2のNo.29の横断図にもあるのですが、紫の河川敷を切り下げるところの下に四角の枠が二つありますが、おっしゃるように、切り下げるところでも流域下水のボックスが入っているところもございます。

ですが、切り下げても流域下水の施設に支障ないということを検証しまして工事については行うことにしております。

(委員) 分かりました。おたくさんのところはないと思うのです。流域下水道はあなたのところですね。

(事務局) はい、そうです。

(委員) やっているのはね。

(事務局) はい。

(委員) その所は問題は起こらないのですか。例えば今まで流域下水道は工事をやってきたのです。正直言って、中を侵食したり何かして、巻いたり、いろいろとやっていたではないですか。そんなことを含めてやってきたこと、工事をやっていたようなことがずっとこれから起こりますよね。今、一部はやっていると思うのですが、北へ上がっていけば。そのことを含めて、流域下水道自体が、底面からそんなところまで下がってくるではないですか。それは問題がないのか、僕らはよく分からないのですが、そのことは一遍流域下水道も確認してほしいなと思います。

もう一つは、それが堤防に影響を起こさないのか。それが近くへ近づくほど、それは大きな構築物が残っているではないですか。例えば阪神電車や道路などは、基礎よりは掘らないと言っているではないですか。それはやはり、ほかの問題も含めて影響があるから掘らないのでしょうか。そこまで下げてもそういう影響はないのかどうか、そんなことについても確認、それはどうなのですか。

(事務局) 下水道の管というのは空洞ですから浮力が働きます。浮力が働いても下水道の管が動かないように上に残る土の厚さを決めて、それで計画しておりますので、そこらについては検討しております。

(委員) 検討して問題ないということなのですか。

(事務局) はい。

(委員長) よろしいですか。

(委員) はい。

(委員長) それでは、続きましてお願いします。

(事務局) ちょっと補足ですが、先ほどの堤防を広げてください、あるいは高くしてくださいというご意見の中で、これは繰り返しののですが、今現在の20年間でやる計画の中ではそういうことはやはり難しいので、堤防が脆弱ではないかというお話につきましては、堤防強化、例えばドレーンで堤防の中に染み込んだ水を早く抜く、あるいは侵食につきましては、川の中で護岸を張る、そういうことで堤防の強化をすることで対応したいと考えております。おっしゃられたことにつきましては、次の整備計画、将来4690m³/sという数字がございましたように、それに向かってはおっしゃられたことを考えていく一つの候補かと思っておりますので、それは引き続き検討かと思っております。

(委員) あなたのところの意見は分かっているのですが、私の意見としては、それは遅れば遅れるほど堤防を広げることで問題が起こると、正直言って、住民を含めて。だから、この際、その計画を20年立てられるではないですか、100年先も立てられるではないですか、そうすると、できたら20年以内にその工事をやるということを明言しないと住民にも明らかにならないではないですか。そういう面では、私としては20年以内に工事をやる、広げるということも入れてほしいという、これは意見ですから、それは取り上げるかどうかも含めてお任せしたいと思うのですが。

(委員長) そのことについては、事務局にはやはり事務局の考えがあって、私どもは懇談会として、委員がそういうことをおっしゃったということは今回の議事録に残していただいて、それについて懇談会としてはどういう方向になるかというのは次回の議論にさせていただきますと、そういうことでよろしいですか。

(委員) はい、分かりました。

(委員) いいですか。先ほどの僕の発言で総合的な話をしたので、個々の問題は出しませんが、ここでひとつ委員の皆さんも、それから、傍聴も、お役人さまも、学者先生も知っておいていただきたいこと、武庫川の自然を守る会を30年やった人間として、そして、武庫川研究会というものを持っている主催者として申し上げておきます。

今の委員のそういう問題意識はもっともだと思います。それは何かというと、武庫川の堤防はどういうものであるかということをも、常識的に堤防と固定してしまっているの、堤防は淀川でもコンクリートもあればいろいろな、長良川も30年前に決壊して、あそこでシンポジウムがあって、全国河川問題をやっている、住民運動や何かが寄って、いろいろな討議をして勉強をしたのだけでも、長良川で決壊したのは新しい堤防で、しかも、山土を入れ、粘土を入れて、それが50mから100mにかけて、あの圧倒的な流水の圧力で吹っ飛んだ。流域の輪中といって、部落の周りに土手をやっているあの辺の名物ですが、その人たちは助かって、堤防が新しいいいものができたから大丈夫だろうと、木は1本も植わっていません。そういうことになりました。

ところが、武庫川の堤防というのは砂山です。これは江戸時代にできたままです。これは今、流域下水道の話が出ましたが、流域下水道の浄水場、阪急の上の所ですね、あそこを工事のために断ち切ったのです。三角形の白眉に輝く砂の山なのです。これは江戸時代に大名が、細川家やそういう人たちが米を作るために干拓して、この辺は沖積層ですから、何でもかんでも砂を積み上げたのです。武庫川は昔は今のようにならまだ整備もされていない、とにかくのた打ち回って、中には二つの川が、川西に流れているあの川とくっついたというのは文献にあるのです。僕は古代史をやっているものですから。そういう砂の堤防で、それを守っているのは樹木なのです。だから、昔の人はいっぱい木を植えて、残ったものが松でも巨木になっているのです。そこへ喬木、いわゆるエノキだとか、ムクの木だとか、カシだとか、そういうもの。だから、一概に木を切るといったってどの種別を選定しているのか。例えばニセアカシア、アキツネ、そういうものは根が浅い。これは言われるとおり、切った方がいいと僕らも言っている、切らせてくれと行政が来ると。直径10cmの木を1本切るのでも、現在まで行政はわが会とわが研究会の了解が要るのですと、そういう不文律を作っているのです。それを事もなげに木を切ってしまうなんて、どの木を切る

のだ、どういう種別をしているか、一切データがない。これは具体的になるからもうやめます。

とにかく武庫川の堤防は昔「山」と言ったのです。加古川よりも、もちろん皆さんが阪神電車に乗れば、淀川の堤防は低いものです。あれはペトンで固めているから。また、越水したら水はけのあれもできている。ところが、武庫川は絶対に決壊してもらっては困るということで積み上げ、積み上げて、地域の人のご存じだろうけれども、昔「山」と言ったのです。堤防のことを「山」と言った。だから、そういう堤防だということを認識したら、それを度外視して、先ほどから掘るの、広げるの、何のと言っているけれども、そういう一般論で当てはめられないのです。そこがお役所仕事だと僕は言うのです。まず堤防の性質のデータを出して、それで、高水敷というのは堤防を支えている地盤なのです。そいつをやったら堤防の地盤が緩むのです。

それから、僕は洪水を何遍も見ています。ジェーン台風の時も見えています。わが家は床上1mの洪水を2度経験しています。そういう経験をしていて、今の堤防でも10cm、20cmまでの水が来たのです。あの阪神から旧国道の間は普通だったら決壊しているのです。しないのはなぜか、樹木が抑えているからです。だから、新河川法では樹木を植えましょうということになって、県自らが桜並木や何やら植えてやったのに、その県自らあなた方は、新河川法を違反しているというのはそのことなのです。そういうことを考えたら、委員の危惧は当たり前です。だから、堤防はそういうものだということだけは認識してください。お願いします。

(委員長) どうもありがとうございます。堤防を守っているのは樹木で、切るべき種別が重要だというご意見をいただきました。

そのほかにご意見はございますでしょうか。あるいはご質問でも結構です。ほかの委員はよろしいですか。

(委員) なかったらまだあるのですが。

(委員長) 時間がそろそろ前半を終了しないといけない時間を5分ぐらい過ぎているのですが。

(委員) 簡単にしますので。

(委員長) 簡単にしていただけますか。ではお願いします。

(委員) 懇話会で論議してほしいと思っているのですが、あまり住民の意見が出てきていないのですが、ダムは移動堰か、これについてはどうという話は割かし伝わっているのです。県が言っているのは、すぐ上の、尼崎で言うと西校の横の砂防ダム、これも取ろうかと。それから、2号線の下も取ろうかという話になっていますね。そのことはあまり論議されていないのですが、私個人として一遍論議をしてほしいと思っているのは、一気に取るのはともかくやめておいてほしい。例えば一番下のところを取るなら取っても、皆さんがいいのならそれでも構わないけれども、次のところについてはちょっと年数を置いて、実際に自然がどうなるのか、また、親水性がどうなるのか、そういうことを確かめながらやってほしい。もし必要とするなら上まで取らなくてはいけないのかも分からないけれども、聞くところによると、ダムを取った方が自然はもっと良くなるという人もいるし、いや、あかんと言う人もいるし、いろいろと論議はあるので、私どもは正確なことはよく分からないけれども、一気に取ってしまうのは地域住民としてはちょっと理解し難いなど、やはり順次やってほしいと思いますので、この辺も委員長さん、また一遍論議をしてもらうとありがたいなと思います。以上です。

(委員長) ありがとうございます。ちょっと唐突だったので分かっていないのですが、上流の砂防ダムのお話しですか。

(委員) 二つ取ると言っておられるから。

(事務局) 床止。

(委員長) ああ、床止のことですか。はい、了解いたしました。床止を一気に取るのはあれだということですね。はい、そうですね。

そのほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一度10分間の休憩に入らせていただいて、私の不手際でちょっと進行

が遅れ気味なのですが、10分はきちんと取らせていただきまして、55分まででもいいですか。では2時55分まで休憩とさせていただきたいと思います。ではよろしく申し上げます。

休憩

(2) 河川敷利用のあり方等に関する意見交換

(委員長) それでは、時間になりましたので懇談会を再開させていただきます。議事の(2)になりまして、「河川敷利用のあり方等に関する意見交換」ですが、最初に資料の説明を事務局からしていただきまして、その後河川敷利用のあり方について、委員の皆さまのそれぞれのお立場からのご発言をいただきたい。ここでは発言し忘れたとか、そういうことのないように皆さまにご意見を伺いたいと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。では、まず事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 資料4でご説明をさせていただきます。この資料につきましては、非常に見にくいのですが、上の方が西宮市で、下の方が尼崎市ということで、それぞれの市のところで平面利用であったらどういう形、縦断であったらどういう形ということで、今現在の利用をされている現状を取りあえずここに記載させていただいております。現在の利用の現状を踏まえて、先ほど資料3のアンケートの結果などもご参考にしていただいて、それから、各委員の皆さま方のそれぞれのお立場で考えておられることについてご意見を出していただきたいと考えております。

ここで尼崎、西宮両方とも共通して言えることにつきましては、縦断利用のジョギング、散歩、サイクリングが共通して言えます。それから、自然利用というところで魚釣りについても両方の市に共通してございます。

先ほど資料3のところでも若干説明させていただきましたが、大体主な意見であったりとか、残りの意見につきましても、尼崎、西宮両方とも樹木はできるだけ切らずに貴重な自然環境を残してほしいというご意見、それから、河川敷を削る部分はできるだけ小さくし、市民の憩いの場としての機能を残していただきたいというご意見が結構出ていました。

この資料4のペーパーを見ながら、皆さま方にご議論をお願いしたいと考えております。以上でございます。

・スポーツ利用

(委員長) どうもありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆さまからご意見や、あればご質問等を伺いたいと思います。まずは第1回目と今日も通しまして、スポーツ利用について少しご意見を伺いたいと思っております。今の事務局の説明では、縦断利用については、尼崎、西宮両側で使われているけれどもということで、一方で、平面利用の方については、こちらの資料を見ますと、それぞれ異なっているということもございしますが、そのあたりを踏まえましてスポーツ関連の委員からご意見を伺えればと思います。

(委員) スポーツ利用といいましても、私たちが考えますのは、まずやはり安全が第一なのかなと思います。ですから、ここで今現在やっておりますスポーツにつきましては、ここでないと絶対駄目だというわけではないと思いますので、代わりの場所があるのであれば、もちろん近くであればということとは関係するのですが、ほかにできる場所があるのであれば、やはり安全を優先に考えるのが一番ではないかと思います。

ただ、今日の議論といいますか、質問なりを聞いておりますと、私はこういう専門的な部分については素人なものですから、事務局の提案されていることが、大変失礼な言い方ですが、正しいのか、あるいは委員がおっしゃっていることが正しいのか、その辺は判断のつきかねる部分ですから、何ともそれについては意見は言いにくいなと思います。

(委員) その辺はまたお話ししましょう。

(委員) はい。ただ、今日は時間がかかるのでおっしゃらないということですので、できれば何らかの形で事務局の方にお示しされた分についての回答なりをお示しいただいて、われわれでも根拠が分かるようなものがあればなとも思います。ただ、それはどちらにしても安全が確保されるのであればそれを第一に考えていただければいいのかなと思います。スポーツの利用については、多少は制限といいますか、今までと違う条件が出てくるのでしょうけれども、そういった意味では段差があるよりは平らの方がいいのは当然のことなのですが、やはり一番優先は命であり、安全を考えていただけたらなということが私の思

っているところです。以上です。

(委員長) どうもありがとうございます。安全優先ということで、事務局の意見、委員の意見も、つまるところはやはり安全が第一だということにほかならないと思いますので、そのあたりは追って整理してということでさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、スポーツ関連でご要望とか、ご意見とか、ささいなことでも結構です。

(委員) われわれの地域でこの説明をしましたら、高水敷は利用するところがないなど。そうしたら、低水路を少し広げて、高水敷をなくして広く使えるものにしてもらえないかなど。そうすると、今度は防災上を考えると、やはり堤防を幅広くするとか、嵩上げするとかいう意見が出ていますが、とにかく高水敷の切り下げというのは、スポーツをするに当たっては使い物にならないから、同じレベルでやっていただきたいという声が出ております。これは私どもの地域はちょうど43号線から北、特に南武橋から下をよく使っております。その中で意見はそのように低水路の幅を広げて、その代わり堤防の拡幅、嵩上げという方法で、われわれのスポーツする場所を守っていただきたいという意見。それと、もしこの工事をなさるならば、代替のスポーツ施設があればという意見が出ておりました。以上です。

(委員長) ありがとうございます。ちょっと分かりにくかったので私の方から質問させていただきたいのですが、高水敷ではなくて、低水路の幅を広げることによって一定の面積を確保したいということによろしいのでしょうか。

(委員) 高水敷切り下げというのはなくして、面で使える場所、同じレベルの高さのものを置いておいてもらいたいなど。それとともに、そうなったら今度は防災上となると、いわゆる堤防の補強、堤防を嵩上げするとか、そういうことでカバーできるのかなど。

(委員) どれぐらいのパーセントになるのか一遍計算されたらどうですか。言っておられることの意味は分かるから。堤防上の問題は別として、あれは何mぐらいあるの？ 高

水敷との差は。

(事務局) 今の計画では、切り下げるのは1mか2mですが。

(委員) そんなものでしょう。その分が増えるではないですか。増えたら低水路をもっと広げようと思ったら広げられるではないですか。実際現実としてどのくらい広がるのか、一つの例として、一遍どこか計算で出されたらどうですか。

(委員) 先ほどの30mを確保するという意味が堤防の安全という意味でやられたと思うのですが、そこが25mなりになってくるから狭くなるということでは、堤防そのものを拡幅する、または嵩上げするということでカバーする方法でスポーツする場所を確保してほしい。

(委員) 一つは堤防がそれで強度としては持つのかどうかですね。それはそれで答えられて、広げられたら、実際幅がどれくらい広がるのか。簡単に計算したら出てくるではないですか。例えば南武橋のところですね。

(委員) うん、そうそう。

(委員) そのこのところを一遍出されて、もっと違うところを1カ所くらい出されて、本当にごっつい面積が広がるのか、納得するくらい広がるのだったら、そういう方法も一遍検討してみる余地は僕もあると思います。数字を出してもらわないと分からないのはいかな。

(委員長) 今の委員のご発言は、ある一部の区間のお話ですね。

(委員) そうですね。43号線から下の話です。この地域がよく使われている所ですので、その高水敷の切り下げというのは、広くなったり、狭くなったりするということですので、その河川敷を利用する側からしたら使い物にならないなど。それだったら低水路を広げて、その代わり堤防の補強なり、拡幅をして、そういうスポーツで利用する面積を広

くして保っていただきたいなということです。

(委員) 計算してみる余地はあると思うな。

(事務局) よろしいですか。

(委員長) はい、事務局。

(事務局) 先ほど委員もまさにおっしゃいましたが、段が付くよりは当然平らの方がいいというお話で、そういうご意見としてはお承りしますが、先ほどご説明しました堤防から30mのところまでは高水敷を残さなければならない。これが一番堤防の安全を守るという意味でも大事ですので、低水路を広げて、それを25mにしてしまうというと、ちょっと治水の安全上からは問題ありと思っておりますので、30mを確保した上で、なるべく段差が、今の河川整備計画で一応段差ということで決まっているわけですが、そういうご意見を委員をはじめ皆さんからいただいておりますので、何かその段差が気にならないような方策があれば検討してまいりたいと思っております。

(委員) ここで、利用される人たちの代表の方だろうと思うから、武庫川を守る会として一言、これは行政側から物を言っているみたいに誤解されると困るのですよね。使う方の人にも少しマナーを考えてもらいたいと思うのは、ゴルフなどでやっているやつは、あれはならず者みたいなあれで、僕が通って注意したら、何ていうの、あのたたくやつ。

(委員) クラブ。

(委員) あれで追い掛けられたことがありますよ。だから「おれの名前で告発するぞ」と脅かしたことがあるけれども、そういうことがありましたが、ゲートボールをやる人たちが、かつて直径が1m半もあるような旧国道とすぐ下のクスノキに、自分たちの道具箱を、ちょうど公衆電話のボックスを小さくしたようなやつを鎖でくくりつけているのです。おれは、いつも散歩がてらパトロールをやっているから、それで、町会がやっているからというので、町会長さんに申し入れしたら謝りに来られたけれども、樹木というのは、ご存

じのとおり、皮のところまで水が上がっていくのだから、そこを鎖でするものだから、危うくあの巨木が枯れそうなところまでえぐられているのです。その理屈を言うと、「ああ、そういうことですね」と、それで話してやっています。

それから、もう一つは、ゲートボールをやるのだと独占してしまって、いまだにありますよ。鹿砦、シカが入ってはいけないというような西部劇の牧場にやっているような、そこいらの流木を集めてきて、垣を造ってその中でやっているのです。こういうものはどういう心理、それが町会の老人会や何か。それで、直接に文句を言うのは、人民同士がけんかするのは嫌だから、市役所に言って行って、管理責任者を呼んで、こういうことだから撤去させろと言った。そうしたら、造った方は撤去しない。市役所も造った方が取るだろうと思って、いまだに20m四方の柵が造ってあります。独占しているのです。高水敷を独占している。そういうことがありますので、スポーツや何かも大いに結構なことです、嚴重に自然を損なわないように、代表で趣旨を徹底させていただきたい。この場をお借りして申し上げます。役人がそういうことをちゃんとやったらいいけれど、忙しいからなかなか手が回らないから、やはり民衆の団体がそういうことも併せてやっていかないと駄目だと思います。かたがたお願いしておきます。

(委員長) ありがとうございます。どうぞ。

(委員) この変更というか、工事をすることによって、現状、例えばサッカーなり、軟式野球か何か、幾つぐらいが影響を受けそうなのか。基本的には狭くなるのだろうと思うのだけれども、それでも今やっているものは全くできなくなるほどに狭くなるのか、多少ちょっと我慢してくれ、ボールが外へ飛び出す機会が多くなるぞというのか、その辺の影響がどの程度あるのか分かっていたら教えていただきたいし、ちょっと調べていただきたいのです。サイクリングロードとか、マラソンのコース、それが全く両方とも取れなくなるのですか。移動しようと思ったら重なってしまうというような状況になるのかどうか。

(事務局) 事務局です。よろしいでしょうか。

(委員長) はい、お願いします。

(事務局) まずお渡ししています資料2-2に具体的に低水路拡幅、あるいは高水敷を切り下げる範囲をお示ししているのですが、南武橋の下流、この一つの例えば黒いラインが100mごとの線なのですが、南武橋の下流800mから旧の国道の上流100mまでの間、約2kmの間が低水路の拡幅、あるいは高水敷の切り下げをします。そのために、掘削後に残る河川敷が20mから30mくらいで、一部では2段になってしまうというところなんです。ですので、旧国道から上流、阪急電鉄ですとか、そういうところは全く触りませんので、今までどおりご利用いただけます。触るのはあくまで川の中、もしくは堤防の強化です。ですので、河川敷は20m以上残りますので、縦断方向のランニングですとか、サイクリングロードはどちらかといいますと堤防側の方にございますので、低水路の拡幅は川側から広がっていきますから、サイクリングロードはそのまま残るものと考えています。ですので、縦方向のランニングですとか、ジョギング、サイクリングロード、そういうものは引き続き利用ができます。ただし、河川敷には樹木が生えていますので、その樹木がすべて横断方向にありましたら、そこにランニングコースを作るのであれば、いくらか樹木に影響するかもしれません。

以上でございますが、お分かりいただけますでしょうか。

(委員) 広さを必要とするサッカー、ラグビー、野球かな、その辺の。

(事務局) そうですね。まず野球などは練習だったらできるのだとは思いますが、今現在の使われ方をお示ししているこの横長の資料では、例えば西宮市側ですと、ゲートボール、ラグビー、野球などをご利用されているのは、資料4ですが、南武橋から43号線の間がゲートボールやラグビーや野球などでよく利用されています。ここが大きく切り取られるということがございますので、練習試合ですとか、そういうものになりますとやはり広い範囲が必要になりますので、そういうことができなくはなります。

(委員長) よろしいですか。ありがとうございます。

そのほか、スポーツ関係でまだお伺いしていない委員、よろしく申し上げます。

(委員) 第1回のこの会を受けまして、あの後、全国で随分と堤防の決壊とか水害が各地で起きました。あれを見ていて、これはえらいことだなという感想を持ったのです。こ

の会に出させてもらった後で。これは何はともあれ安全第一、自然環境も大事、大事だけれども人の命はもっと大事という思いを非常に強くしました。

今日の説明を受けまして、端的に言いますと、今度河川敷が2段式になるのですね。そういうことですね、2段式になる。その高さが1mか2mですか。先ほどあれで見せてもらったら、コンクリートで塀みたいなものができていましたよね。あれが今後コンクリートから土の仕上げか何か方法は変えられるとすれば、子供たちが遊べるようなことを考えてやれば方法があるなと思いました

具体的に西宮の方で、資料4で書いてもらっていますが、赤丸で、毎年、国際ハーフマラソンをやっているのですが、そのゴール地点がかなり削られて、今までの状態では到底無理だなと判断しています。ただ、これは平成24年はまだこのままということを知っていますので、来年は実施したい。25年以降については、関係者の話によると、主催者側と武庫川自身がどんな状態になるのか、それで後は考えていきたいと聞いております。

もう一つは、水辺利用です。河川敷で走ったり、飛んだりの利用だけではなくて、水辺利用が西宮側に一つあるのです。これは大学の方でカヌーをやっているのです。これが学生さんが艇庫を借りていまして、そこから武庫川に運んでいるのですが、水辺を階段状にしてもらえれば下ろしやすいなという話を聞いています。その場所がこの地図で言うと、No.15の所です。阪神電車の洲先駅を横切ってくるそうです。シングルの場合は一人で担いで持ってくるそうです。それで行けるということです。フォアの方になるとちょっと重たいので、2人か3人で担いでくるらしいのですが、それがもうちょっと北に上がると、200mほど上がったところですかね、地図で言うと17番のところ。あそこに上ってくるところがあるのです。そこから堤防を横切って水辺に浮かべているということがあったので、大学の方からもぜひ階段状に造ってもらえればうれしいなという話がございました。ちなみに、艇庫というのは、東鳴尾町の自治会館の横にあるそうです。そこにあるので、ぜひそうしてもらえればうれしいと思っております。

マラソンのことは、今、言ったとおりです。

あと、私は個人的にこういうことを考えたのですが、これは安全のためにということで堤防を削ってしまうのだから、資料4で見ると、えらい西宮側だけととととと削っているように見えるのですが、結果的に尼崎側も削るようになっているのです。結局広いものが半分になるのだから、半分になったところ同士をくっつけたらどうかという考え方を持ったのです。それが今もちょっと言っていたのだけれども、四国の方で何川でしたか、

沈み橋というのですか、水が出たときには沈んでしまうけれども、そうでないときには走って遊べると。これは既に仁川のところにありますね。

(委員) 各地にありますね。

(委員) ええ。ああいうものを造れば、狭いところを二つであれば広くなるなど。確かに野球をしたり、サッカーをしたりはできないけれども、行き来はできるなど。だから、子供が遊ぶのにもってこいだなと考えています。

そんなことで、資料4に書かれているスポーツ関係のことは全部掌握しているわけではないのですが、そういったことも一つ考えの中に入れていただければうれしいなと思っております。以上です。

(委員長) どうもありがとうございました。

それではスポーツ関係でそのほかご意見をまだ言い足りないところなどはございませんか。

(委員) スポーツとは言いませんが、一つは、ここにも書いてあるのですが、武庫川のところで長い歴史のある盆踊りをされているのです。これ以上狭くなるとできないという話もあるのです。僕も専門屋でないのでよく分からないのですが、方法として、これは長い歴史があることですから、何かを考えやらないといけないのではないかと思います。それは当局で一遍考えられないのかどうか。例えば極端な話、それはするかどうかは別ですよ。やぐらを組んで堤防まで上げたらできますよね。そのときだけ何かそういう土台を作ってあげて、一つのやり方としてはできますね。そのとおりしろというのではないですよ。それはこなせるかどうか知りませんが、長い歴史でやっていることについてはできるだけ生かしてあげるべきではないかと。川というのはもちろん洪水対策も必要ですが、住民の遊び場であったり、広場であったり、大変重要なものになっているわけです。

それともう一つは、どうしたらいいかよく分からないのですが、正直言って、小さい子供たちはあまり武庫川で今は遊んでいないのです。小学校低学年、小学生もあまり遊んでいないかな。昔は、僕らのときは毎日のように遊んでいたのですが、これは何かやはり方策は考えないといけないのではないかと。ここまで手入れされるのだったら、子供たちが親

御さんと一緒に遊べるようなやつを考えるべきではないかというのが一つ。これはスポーツの団体をやっている方とか、考えてほしいと思うのですが、お願いしたいと思います。

それから、もう一つは、尼崎側で言うと、旧国道ところからマラソンをよくしているのです。実際に年何回しているのかな、5回では利かないと思います。もっとやっていると思います。また、近くの小学校などのマラソン大会でもこの所を使っていると思うのです。そうすると、これだけ狭くなってくるとちょっと厳しいかなという感じがします。どう造るかという問題もありますけれども。底面を走るという方法もあるから一概に言えないのですが、そのことについてはちょっと考えてほしいなと、そういう使える方法として、と思っています。

それから、もう一つ、前から言っていました底面とのつながりをもう少し考えてもらって、ないところとあるところがあると言っていたではないですか。何かスロープか、うまいこと考えてもらって、歩くなり、走るなり、そういうことができるようにしてほしいなと思います。

もう一つは、武庫川の堤防は僕らが小さいときは、コンクリートも何もなかったのです。中ですよ。一部あったのですが、ほとんどありませんでした。割かしそこで遊んだりしていたのですが、今は両側とも石を積んでしまって、下りられるところは下りられるのですが、下りられないところは下りられないと、こうなっているのですが、見ていると、階段があるところは割かし下りられるのです。今度2層を造るのだったら、自由に行き来できるようなシステムを考えておかないと、今みたいなまっすぐの40度か30度か知りませんが、そのところだけでストレートにすると上下関係の移動がすごくしにくいので、遊び場としては大変難しいなと思っています。

それから、もう一つは、これは尼崎市や西宮市も考えてもらえないといけないのかもしれませんが、そこで今までやられている運動クラブなどは、それは行政が考えてあげるべきではないだろうかという感じがします。その場所で確保できないとしたら、その近くで活用できるような方法を行政が考えてあげて、作ってあげるというか、県とも協議しながらそういう場所を確保していく努力をしてほしいなと。そうでないと、今までやっている人を含めて、大変抵抗されるのではないかと思いますので、その辺十分配慮してほしいなと思っています。

私は以上でございます。

(委員長) どうもありがとうございました。いろいろ伺ったのですが、小さい子供が遊んでいないということと、最後の運動クラブということ、行政ということ、行政というのは市役所等との連携をということだと思うのですが、そのあたりの可能性はどうか。

(事務局) 子供たちが川の中に入っていきます親水性につきましては、この計画の中で考えていきたいと思います。

(委員) 尼崎、西宮の話は今後話してもらわないと答えは出ませんよ。勝手に答えられない。正直言って、この問題は西宮側だと思いますよ。運動場をよく使っておられるのは。尼崎はあまり運動場としては使っていない。ちょっと野球をやっている人はいるけれども、それほど場所を取ってないので、小学生がやっているだけなので、あまり影響はないかなと思うのですが、よく調べていないので言えないで、申し訳ないのですが、西宮は実際相当やっていますよね。

(委員) そうですね。

(委員) そういう意味では、あの辺に何かそういう代わったものを作ってあげないと。

(委員) だから、先ほど言いました、代替のものができないかと。

(委員) だから、そういうことを含めて、やはり西宮と十分一週話し合うべきではないかと、この方向性について、今日結論が出るのは無理な話ですから。

(委員) 何かを作るというのは、その作るものによって河川法違反になるから作れないというのはある。

(委員) いや、そこではない。別の所で作るのです。

(委員) 武庫川のことについての話だから、別の話ではない。

(委員) なくなってしまうのだから。

(委員長) では、その件については、今、ご意見を伺って、今日出席者名簿の中に市の行政の方も来ていただいているので、市の行政の方にもちょっと考えていただくというきっかけということでお話しいただいたということにさせてもらいたいと思います。

スポーツ関係については以上のようなご議論でよろしいですか。

・環境、生物、自然

(委員長) では時間もありますので、続いて、環境、あるいは生物、自然といったキーワードで少し議論させていただきたいと思います。それでは、まず委員からご意見を伺ってよろしいでしょうか。

(委員) 私からは、この紫の部分、低水路の切り下げだけでは足りない、高水敷を切り下げるといふ紫の部分について一つ提案をさせていただきたいと思います。提案の内容とそれが出てきた背景について少し説明させていただきます。

資料2-2の5ページあたりを見ていただくことにしまして、切り下げ前後、現況と整備後のイメージを描かれた写真があります。右側の整備後のイメージというところで、紫の部分が1段下がったところで、イメージ図上では芝生のような形になって示されております。実はこの部分を芝生で維持しようと思いますと、年2回では少なく、恐らく3回以上の草刈りが必要になります。芝生で維持しようというのは、多分イメージ図としてこんな形で草の低い緑色を維持しようと思うと年3回以上、だから、占有される西宮市や尼崎市の方で草刈りをしなければならない。あるいはここをとことん皆さんが利用し尽くして、踏んで踏んで踏み倒したら芝生になるかもしれません。そうではなくて、1段高水敷よりも低いところだからという形で放置して、何も草刈りをしないでおきますと、草がぼうぼうに茂ってしまうかもしれません。大概の場合はぼうぼうに茂ってしまいます。そこに時折水が上がって冠水しますと、ごみは引っ掛かるわ、草は茂るわで、非常に汚いところができるのではないかと予想しております。

ここからが提案なのですが、この部分を少し斜めに切りまして、水がかぶるように、水

のところを擦り付けるような形にして、水位の上がり下がりに応じて少しかかる部分もできてくるといような形にしますと、ちょっと検討は必要だと思うのですが、うまく水位の上がり下がりするような部分ができますと、もしかしたら今のところ武庫川には全くない、かつてはあったらうけれども、今はすっかりなくなってしまっており干潟の植物が入ってくる可能性がある。私は植物が専門なので植物を挙げてしまいましたが、植物が入ってくるということは、植物が入れる干潟、海水であっても入れる植物があるということは、その干満差に応じた、例えばシオマネキだとか、あるいは二枚貝だとか、あるいはゴカイなどを食べにやってくるシギだとか、チドリだとかといった汽水域に特徴的な生物が生息できる環境ができるかもしれない。

実は尼崎市にしましても、もちろん西宮市にしましても、この武庫川というのは汽水域の生物は、兵庫県で調べている河川情報の中で植物に関しては1種も出てきていない、全くゼロの河川なのです。では大阪湾岸で干潟の植物の生息環境がないかということ、武庫川より以西の例えば加古川だとか、揖保川、千種川、市川にしても干潟の植物が出てきております。そして、かつての明治時代の武庫川の地図を見ましても、泥干潟のマークが付いておりまして、昔は干潟があったのだらうなということが分かります。それが今はなくなってしまっている。そこを何とか工夫することによって干潟の環境を作る。そうすると、これは生物だけではなくて、子供が遊びに行くのに非常に適した場所になるのではないかと。潮干狩りとまでは言いませんが、こんな昆虫がいる、カニがいるという形で、環境教育の場として、あるいは親子でちょっと遊びにいつてみる、日曜日に遊びにいつてみるというのに適した場として作ることができるのではないかと考えております。ですので、この紫の部分というのは、単に低くなって、何となくこんな使いようのない場所と考えるだけではなくて、少しか、もしくはかなりなのかもしれませんが、工夫をして、子供たち、あるいは家族、小学校、中学校で利用できる場所として検討していただければというのが私の提案です。

その背景としまして、干潟が全くゼロの武庫川に少しでもいい環境を作っていきたいということがあります。去年、国際生物多様性年と言われまして、名古屋で生物多様性を守ろうという会議が開かれました。その中で愛知ターゲットといて、今ある素晴らしい自然は守ろう、そして、今は非常に質が下がってきてかなり悪くなったものを再生しようというので、ただ単にスローガンとして保全しよう再生しようだけではなくて、それぞれ十数%という数値目標を掲げて、いいものは十数%、全く悪いものは作り変えて、いいもの

に十数%しようという数値目標を掲げております。では例えば尼崎市だとか西宮市で、この武庫川の部分に干潟の環境、あるいは水位差が変動するような場所、あるいは変動はしなくても水がちょっとかかるような場所を設けることで、その何%かをカバーできれば、単に何かが減ってしまうというマイナス思考だけではなくて、この部分でさらに付加価値として何か付け加えることができるのではないかと期待しております。

以上です（拍手）。

（委員） どの辺のことを言っているのですか。

（委員） 縦断方向ではなくて、横断方向。

（委員） 河口部分ですか。全流域ですか。

（委員） 紫の部分になりますので、この地図では。

（委員） 紫の部分というのはどの部分。

（委員） 資料4の紫の部分。

（委員） だから、どの部分、全部それを。

（委員） 旧国道までであるということか。

（委員） とてもおいしい話だけれども、武庫川というのは大正6年に曲がっているやつを真っすぐしたのです。これは淀川も新淀川は毛馬の閘門のところで、大川へ行くのとあれを造ってすくとんと海に流した。それをまねて武庫川も真っすぐにした。だから、本来はそういうワンドだとか、草ぼうぼうの中州だとか何とかというものは成り立たないところを工事をしまくっているから、そんなものはできるはずがないのです。昔、僕らが知っているのは、青のりや何かあって、お好み焼きや何かでも武庫川の河口の青のりを持ってきて、1銭、2銭のどンドン焼きとか洋食焼きがあったものです。だから、その前に、あなた

の説というのは、それは学問的なものだろうけれども。

それからもう一つ、脱線するけれども、子供が遊ばないというのも、子供が塾などに行って、大人が遊んで、あそこでもってマージャンや将棋をやっているぐらいだから、そういう飛躍した議論ではなくて、現実的に武庫川をどうするかと云ったら、今の湾岸あたりでもみんなやっています。43号線の賠償金を取って、その賠償金をもらうとき人が半分死んでいるから、それを基金にして、湾岸のそれはあなたのおっしゃるようなことをやっています。だけれども、武庫川のこの河口部分はそういうあれは全くありません。

それから、セメントでやったら、砂ですからひっくり返るのです。だから、遊具でも、滑り台も螺旋の滑り台でも何でもあったのですが、みんな砂だからひっくり返ってしまうのです。だから芝生を植えたのです。ご丁寧に芝生にゴルフ場の除草剤をまいて、僕らが文句を言って、全国的に武庫川では河川の高水敷の芝生に除草剤をまくことはまかりならんと、除草剤の中で子供がはいはいして遊んでいると。そういうこともあるので、あなたの理論は、何か一段落飛躍した、武庫川の生態ということは全くなじんでいない。武庫川に住んでいなかったら分からんですけれども、拍手もあったようだけれども、分かっているのかなと僕は思うね。失礼だけど。

そういうことで、武庫川の自然というものは、自然を守っている団体と一話し合って、それからそういう案を出してください。そうでなければ、いちいち出しているやつをこっちは反対しなくてはならないから。そのために僕は武庫川研究会というものをやって、43号線から高速道路全部するたびにけんかしているから、けんかしないのように、学者、市民、行政に会ってお話し合いをしましょうと、もう30回近くいろいろな問題を討議して、それは公的にも尼崎の議会を通して、尼崎のことだけが問題だけれども、近年は県も国も参加していて、そういうものが既にあるのです。だから、そこへ入ってきていただいて、住民の中に入ってきてもらわないと、行政が上からこういう会議を開いてぱっと計画や何かやられたって市民は納得しない。幸い市民団体の一番うるさそうなものを選んでくださったから、それは評価していますよ。だから、なるべく和気あいあいと、物別れでも平和的に物別れをしているけれども、そういう懇談会という意味でお話ししたいから、決して敵だとは思っていないし、憎んではない。お互いに立場ですよ。学者は学者のメンタリティー、行政は行政のメンタリティー、市民側はそのメンタリティーを持っているから、お互いに人間だから、僕が行政だったら、今、行政がやっているようなことをやるだろうし、僕が学者ならあなたのようなことを言うだろうし、それを協力して、こっちがいいか

悪いかと、今、マルペケ教育を受けているから、みんな自分はマルだから相手はペケだと思う。お互いにペケなのだ。特に自然や何かというのは神様がやることだから、おれの言っていることも、あなたが言ったようにあれだと。

(委員) 意見なのだから率直に聞かせてもらって。

(委員長) 意見ですから、それをこれから懇ろに出し合っていくということで。

(委員) 僕はそのことについて、武庫川で単純に見ていたら、例えば海の海水は 1.5m ぐらい差があるかな。その中で造っていくのは難しいけれども、先生が言われることでどこか 1カ所ぐらいあってもいいなという感じはします。全部をするというのは大変なことで、1.5m の潮位のところを整備するというのは難しい話だけれども、希望としては、先生の言われることは一遍検討してみる余地はあるのではないかと僕は思います。

(委員長) ほかの意見と同様に一つの意見であるので、そういうことで、今後そういうことでよく話し合っていくというきっかけにはなったかと思います。どうもありがとうございます。

(委員) ただ、もう一つは、こここのところどう利用するのか、スポーツ関係に言ってもらったらいいと思うのですが、僕はひょっとして狭いところは全部ランニングとか歩道になってしまうと思うのです。歩く人に、ランニングする人になってしまう可能性があるから、そのときどう扱われるのか。というのは、正直言って横は幅がないではないですか。狭い所があるではないですか。そういうところがあるから、その辺の難しさをどう整理するかというのはちょっと整理しないと、一方方向だけになってしまうたら住民に変に誤解を与えてしまわないかなという感じがするのです。

(委員長) 住民に誤解をとというのは。

(委員) 例えばそういう話になってしまうと、走る所がないではないか、歩く所がないではないかと、こうなってしまうではないですか。毎日 1000 人ぐらい走ったり、歩いたり

しているから、すごく抵抗があるので、その辺のことも十分整理できるのかどうかという課題があると思います。

(委員長) 特に縦断的な利用について、いったん途切れることの見解が出されたということをお願いしたいと思います。

自然環境については、委員にもお伺いしたいと思うのですが、これまでたくさん伺っていますので、まずは委員をお願いします。

(委員) 生き物のことと言えば、やはり武庫川は何となく、あまり私自身過去のデータのなことを知らないのですが、乏しいような気がします。先ほどの資料2-2の5ページを見ていたら、整備後のイメージの写真を見ると、水の所と、一見芝生的なものとの非常にスムーズな仕切りで、コンクリートの仕切りになっていて、水が非常に速やかに流れるようにというような、イメージ図だから仕方がないのだけれども、例えばこの所を少しへこます部分があったりして、ワンドという大げさだけれども少しよどみになる所も、私個人としては作ってほしいなど。そうすることによってまた何がしかの生き物がその所に来るのではないかということで、基本的に言われていること、過去の武庫川についての歴史を知らないからそんなことを言うのだという意見があたりだと思っただけだけれども、私ら知らん者から見たら、せっかくの自然にいる生き物がたくさんいるような所をちょっとでも作れるような方法が考えられるのだったら考えておいたら、決して無駄ではないと思います。

(委員長) どうもありがとうございました。そのほかで自然環境、生物、生態といった観点でご意見を伺いたいと思うのですが。

(委員) 手を加えるところは仕方がないのですが、手を加えずに済むところは極力手を加えずにそのまま置いておいてほしいというものがあります。いわゆる人工的な花畑にするとかというような、一画をそういうものにするによって市民がきれいだなと、季節が訪れたらこんな花が咲いているという思いをすることは、それはそれで大いにいいのですが、いわゆる本来の堤防の部分の法面は、どちらかというと、草刈りをされることはあったとしても、やたら人工的なというか、園芸種を植えることは基本的にないようにして

ほしいと思います。

(委員長) どうもありがとうございました。その辺は多分皆さん一致した意見だと思います。

そのほかに自然環境、生態系といったキーワードでご意見を伺えればと思うのですが。

(委員) 私は今、京都に住んで、京都から出てきているのですが、鴨川、桂川は中に中州がいっぱいあって、うっそうと露滴蕭蕭で、灌木も茂っています。そこにはいろいろな動物がいて、それは自然保護をやっている僕でも望ましいけれども、本当は河川上から見るとよくないのです。それは洪水のもとですから。自然というものは今はないときなのです。自然を復元するという意味では、何もみずんべらぼうの武庫川河口あたりは復元しなければならぬけれども、これにワンドを造るとか何だかんだということは、そういう余地のところは全然ないのです。

それから、動物がいる、いないというけれども、あの河口堰を造って水がたまったおかげで、溪流のイナだとか、そういう魚がいたけれども、池、沼の魚が一切いなかったのは、みんな放すやつとか洪水のときだとか、魚釣りでも水深2~3mの所でこんな大きなコイが釣れるのです。だから、そういう意味ではいろいろなものがあるし、テナガエビも復活してきた。テナガエビはご承知のとおり清流にいるものですから、それが今いるのです。中国ではテナガエビの料理がおいしい。桂林に行ったら名物もあります。

そういうわけで、動物がいるところの環境でその動物が増える。もともとコイやフナなどがいないところで、イナとかアユとか溪流の魚がいたところが、今はいろいろなものがある。だから、みんな魚釣りに行っているのです。別に河口堰を取ったらいい、悪いのそれにこじつけるわけではないですよ。だけれども、そういう第2の発生的な自然というのはまた醸成される。だから、放っておけばいいのだというのが一番いいことです。それを人工を加えることによってかえって逆のことをしています。それが感想です。

・その他

(委員長) どうもありがとうございました。

それでは、私の方で用意したキーワード二つ、必ず話し合わないといけない大きなこ

とについてはお伺いしたのですが、そのほかにスポーツや自然に限らず、ぜひお話しただきたい、あるいは話しておかなければいけないということがございましたら、もう少しお時間がありますのでご意見をいただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

(委員) 武庫川は僕らが小さいときはもともと雑草が生えていて、今はきれいになったけれども、川がきれいになったのですよ。今みたいにコンクリートでおさまっていない川ですから。今はそういう形できれいになって、大体 JR ぐらいからきれいになっているのですよね。ただ、気になるのは、今、鳥などはものすごくいるのです。聞くところによると、僕もそうだと思うのですが、ほとんど食ってしまうと。ひどいときは武庫川に 300 羽ぐらい来るときがあるから。小さい稚魚などは全部食ってしまっているはずですよ。アユなども、そこにいつときぱっと来ると。これは現実として防ぐ方法はないのかなと。ほかの鳥が来るのではないですか。それが 1 週間ほどいたら食ってしまうと。大きな魚は食われなくても、小さな魚はほとんど食われていると思うのです。それを防ぐ方法はないのですか。

(委員) 各地で問題になっていることで、これという対策はちょっと今、私には頭には思い浮かばないのですが、その一つに多分カワウなどがあるのではないかと思います。三田あたりにいて、毎朝下りてくる。そして、こっちで餌を取って戻っていくというのが博物館でも報告されて非常に問題になっていまして、今、申し上げたように、いい方法はないかと言われると、ちょっとお答えできないです。

(委員) それが生態系というもののなのです。

(委員) それは分かるけれどもね。

(委員) だから、そんなものは方法がないのは分かっています。僕が先ほど言ったように、そこに生態系が生じるわけです。だから、魚がたくさん卵を生むのはそれを計算済みなのです。

(委員長) 私もちょうと発言、鳥の話が出たのでちょっと伺いたいののですが、ここで起きているかどうかちょっと分からないことなのですが、鳥がいることによって付近のマ

ンションなどが鳥のふんなどで困っているという話はこのあたりでは起こらないのですか。

(委員) 武庫川の辺ではハトの話が出ているかな。

(委員長) ハトぐらい。

(委員) カラスもいるけれども、カラスは武庫川があるから来ているわけではないから、人が餌をやってしまうから、周辺の住民が、僕も何回も頭からかけられることがあるのだけれども、そういうことはちょっと言われていましたね。

(委員長) 分かりました。どうもすみません。そのほかにご意見、はい、どうぞ。

(委員) 先ほど説明を聞き間違えたのだと思うのですが、この「住民からの主な意見」というのがありますよね。これはどういう方で、この方々に何を説明されてこの意見が出ているのですか。かなり詳しく出ていますよね。

(事務局) 説明は、第1回目に見ていただきました20分ほどのビデオ、それと、今日もお配りしていますが、パンフレットです。それと、主に1回目でご説明しました20年間でやります河川整備計画の内容についてご説明しまして、その中でアンケートにご記入いただいたり、あるいはその場でご質問、ご意見をいただいた内容を記載してあります。

(委員) 何人くらい対象ですか。

(事務局) 全部で1800名ぐらいです。必ずしも毎回、毎回その意見が出ているわけではないのですが、出てきた意見の中から主なものを選ばせていただいています。

(委員) 僕がしゃべったことの回答はいただいています。だけれども、僕が知らないような問題提起がたくさんありますから、これはあっちこっちの懇談会やアンケートですか、それが入っていると思いました。

(委員) 僕らでも地域でやっているのですよ。来てもらって、1時間ちょっとかけて説明してもらって、またもう一遍しようということになっています。ここで答えが出てきたものに対して。

(委員) ここで出るよりさらに厳しいことが出ていますよね。

(委員長) そうですね。

(委員) 懇談会の方が穏やかですね。

(委員) それと、スポーツの話だけれども、やはり生きとし生ける人間としての武庫川がどうなのかという意見も、スポーツ関係の話ばかりではなくて、そういう話もどんどん聞きたいですね。自然保護をやっている人間はそればかりやるのではなく、いろいろな面で経験をされております。

(委員長) どうもありがとうございました。そのほかのご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(委員) 事務局にもちょっと頼んだのですが、前も僕は言ったと思うのですが、尼崎市と西宮市の行政はこのことについてどう思っているかというのはできるだけ早く欲しいのです。思っていることについて。別に私らと意見が一致しているとか、そんなことは言うことはないのだけれども、意見を出すときに3回か4回目で出てくると思うのです。それまでもらわないで、そのときにぼんと出てこられたら、わしらは右と言っていて、行政の西宮は左と言っていて、尼崎市は何とか、これではちょっと意味がないですから、できたらその意思疎通もしたいので、できるだけ早く出してもらおうようお願いしたいと思っています。

(委員長) 大変貴重な意見をありがとうございます。そのほかご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、委員からの意見については今のことで取りまとめていきたいと思いま

す。

(3) 傍聴者からの意見

(委員長) 以上で委員からの意見としての本日の議事は終了となりますが、ここで傍聴者の方からの発言を認めたいと思います。傍聴者の方で発言を希望される方は挙手にてお伺いします。ただ、時間に限りがありますので、人数は限らせていただくこともございますが、傍聴者の方で発言を希望される方はおられますでしょうか。3人ですね。分かりました。それでは、その4人の方までにします。右の方から順番にお願いいたします。

(傍聴者1) 話をまぜくるようなことをちょっと言いたいと思うのですが、私は現地説明会とか、出張講演会などによく出るのですが、そこでも時々質問するのですが、資料2-1の2ページ目の3に流下能力と洪水時の水位の関係が出ています。平成16年に例えば流下能力は2900m³/s、これは実際に川幅の狭いあたりの流下能力に比べると大幅に上に上がっています。しかしながら、そのあたりで水が氾濫したということはなかったのではないかと思います。そういうわけで、実際この値が、当時2600m³/sというのが2900m³/sを下回っているのにそういうことがあるということは、どれだけこの数値を信頼していいかどうかよく分からないのです。

ちなみに、世界でも有名なよく用いられているマンシングの流量計算式をこれに入れてみますと、2600m³/sも3500m³/sも全部その誤差の中に入ってしまう。というのは、このマンシングの式の一番大事な点は、水と川底との間の摩擦係数を重視したのですが、それを入れるとこの2600m³/sも、2900m³/s、3500m³/sぐらいいまで誤差の中で説明されてしまいます。逆に言えば、自分の思っている恣意的なデータを出そうと思ったら、そのファクターを少し細工してやればいいので、何も河川は河口を広くする必要はないのではないかとというのが私、住民の素朴な意見です。それについて、もう既に議論は尽くされていて、河川を切り取ってしまわないといけないというのは喫緊の問題だという話で今日も進められていたようですが、私ら住民としてはもう少しその辺のところを親切に分かりやすく説明してもらおうというのが私の意見です。

(委員長) どうもありがとうございました。では次の方。

(傍聴者2) 質問です。文書発言は認めていただけるのでしょうか。

(事務局) 文書ですか。紙でということですか。

(傍聴者2) ええ。

(委員長) 書類を出したいということですか。

(傍聴者2) ええ。

(委員長) はい、それは事務局の方をお願いいたします。

(傍聴者2) 分かりました。

(委員長) ありがとうございます。はい、次の方。

(傍聴者3) いろいろとお話を聞かせていただいていたのですが、1点だけご質問というのか、特に樹木をどれくらい残せるかというところに私自身は興味というか、関心を持っているのですが、具体的に河川敷の施設も含めまして、どれがなくなる予定になっているかということをもっと具体的に聞いてもいいのではないかと思います。よろしく。

(委員長) はい、どうもありがとうございます。最後の方、お願いします。

(傍聴者4) 私は委員の意見に大いに賛成なので、今度、専門家の方と行政の方で具体的にどういう護岸にすればいいのかということ、設計図を出してまた提案していただきたいと思います。

それから、もう一つ、川の底を真っ平らにせず、淺筋を作った方が魚のためにはいいのだと聞いたことがあるのですが、今から掘削する区間にそういうものを作った方がいいのかどうか、専門家の方に教えていただきたいと思います。

三つ目は、子供が遊べる川にするには本当は中州があった方がいいと思うのですが、ちょっとこの下流の所には無理かなと思っているのですが、2号床止めか3号床止めの間あたりに中州があって、そこに鳥などがいて、子供が遊んでいるのを見たことがあるのですが、そのあたりは掘削しないのでしょうか。取ってしまわないのでしょうか。それを行政の方に質問です。

(委員長) どうもありがとうございました。それでは今のご意見。

(傍聴者5) よろしいですか。先ほど手を挙げていたのですが。

(委員長) 手を挙げておられましたか。すみません、私のミスでした。

(傍聴者5) この会議は28日にプレスリリースされて、ホームページの公開が28日のお昼ごろだと聞いております。大事な会議だと私は思っていて、もう少し広く住民、市民にこの会議を告知というのか、知らせていただきたい。例えばホームページに1週間前の12時にアップされたやに聞いていますが、ホームページを見ない方もたくさんおられる。例えば「県民だより」とか、西宮でいえば「市政ニュース」とか、尼崎もそういうものをお持ちのはずですから、プレスに出すのはいいですが、全国紙や神戸新聞がどのように書くか書かないかは、それは新聞社の判断ですから、そういうものに頼らずに、自治体としてのメディアをお持ちなのですから、それで広く知らせて、今後も多分続くと思いますから、ぜひお願いしたい。1週間前というのはあまりにも短すぎるのではないのでしょうか。以上です。

(委員長) ありがとうございました。それでは、傍聴者の方からのご意見は受け止めさせていただきます。

(傍聴者4) 質問の答えは。

(委員長) ここでは傍聴者の方からのご質問にはお答えしないことになっておりますので、後日ということでもよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事はすべて終了させていただきました。マイクを事務局にお返しいたします。

4. その他（連絡事項）

（事務局） 委員長、どうもありがとうございました。

そうしましたら、そのほかの事項につきまして事務局より説明いたします。

（事務局） 本日は第2回目ですが、今後の予定のお話なのですが、第3回は1月中・下旬にしたいと思っております。それまでの日がないものですから、できましたら今この場で、1月中・下旬の皆さまのご予定がお分かりのようでしたら日程の調整をさせていただければ非常に幸いなのですが。

（委員長） 閉会后でいいですか。

（事務局） はい、閉会后にさせていただきます。それが1点でございます。

もう1点は、本日の議事録と議事骨子につきましては、また後日作成させていただきます。皆さまにご確認いただきまして、取りまとめていきたいと思っております。

それと、この場をお借りして一つおわびなのですが、1回目の議事録について、事務局の手立てが悪くて、まだホームページにアップできておりません。近々アップさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

5. 閉会

（事務局） それでは、これで第2回懇談会を終了いたします。委員の皆さま、どうもありがとうございました。